



第6章

計画の推進体制

1 計画の推進

本計画に基づくこども・若者施策については、福祉・保健・医療・教育・雇用など、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進します。

また、国や県、他の自治体とも連携を図るとともに、市民や関係機関・団体と一体となって取り組んでいきます。

2 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

3 施策の推進状況管理

「防府市こども計画」に基づく施策の着実な推進を図るため、防府市子ども・子育て会議及び防府市こども施策推進協議会に、推進状況について年度ごとの事業計画及び実績を報告し、審議、意見をいただきます。いただいた意見は、当該年度以降の施策に反映させます。



参 考 資 料

防府市こども会議で聴取した意見

1 防府市こども会議 テーマ「ほうふっ子が想像☆創造する未来の防府」

2 開催日

令和5年11月11日（土）

16時から17時まで



3 参加者

ほうふみらい塾塾生

（小学5年生～中学2年生） 12人

■ 防府市こども会議とは ■

この会議は、「こどもと子育てにやさしいまち」である防府市が、さらにレベルアップするために必要となる「子どもたちの意見」をまとめ、防府市の未来をつくっていくために行います。

ほうふみらい塾のみなさん、防府市の未来と一緒に楽しく考えていきましょう♪

■ 会議のテーマ ■

「ほうふっ子が想像☆創造する未来の防府」

※ 事前に、夏休みに行った「こどもアンケート」の結果を配ります。

※ アンケートの結果を参考に、当日、話し合いをしておうと考えています。

■ 開催日時・場所 ■

日時：令和5年11月11日（土） 16時から17時まで

場所：イオンタウン防府

※ ほうふみらい塾「半日店員さんになってみよう」に続けて開催します。

※ 防府市こども会議のみの参加も歓迎いたします。

■ 参加募集フォーム ■

4 話し合った内容

(1) 防府市のこどもたちは、どうして幸せだと答えたと思いますか？（夏休み中に行った市内に居住する小学5・6年及び中学生へのアンケート結果を事前に配布。）

(2) 防府市のこどもたちは、防府のどこが好きだと思っているのでしょうか？

(3) 防府のことをずっと好きなままでいられるには、どうしたらいいのでしょうか？

(4) あなたの、「防府市がもっとこうなったらいいのにな」のアイデアを教えてください。

5 会議での意見

4(3)『防府のことをずっと好きなままでいられるには、どうしたらいいのでしょうか？』に対する主な意見

施設について

- ・防府の有名な建物などを取り壊したりしないように、今の防府を続ければ、防府の事が好きになると思う。
- ・自然と触れ合える施設をつくる。遊べる場所がたくさんある。

イベントについて

- ・防府についてのイベントをもっとたくさんつくる。
- ・防府について学ぶイベントを開く。

学ぶことについて

- ・学校で防府の事について学習する。
- ・もっと防府の文化にふれる。防府の歴史を知る。

その他

- ・人のことを考える。いじめ対策をもっと強くする。

4(4) 『「防府市がもっとこうなったらいいのにな」のアイデアを教えてください。』
の質問に対する主な意見

施設について

- ・スポーツ施設を増やす。
- ・放課後自由に遊んだりできる施設。
- ・こどもが遊べる施設をもっとふやす。
- ・雨の日でも無料で体を動かせるところを作ってほしい。
- ・人工芝のようなところをもっと増やしてほしい。
- ・動物園。
- ・大学を増やす。

交通、道路について

- ・バスがいろんな所を走る。
- ・外灯をふやす。
- ・安全な通学路、整備された通学路。

イベントについて

- ・地域によって娯楽が少ないので増やす。
- ・防府市のイベントをふやす。もちまきとか。

体験について

- ・将来の夢や仕事について体験するところを増やすこと。
- ・学校の授業で農業体験。

交流について

- ・お年寄りとかどもの交流を促進する。
- ・世界との交流を深める。



6 こども会議の意見を踏まえた施策の方向

⇒「いじめ」は、重大な社会問題であり、「いじめ」をなくすため、全てのこども達に対して「いじめ」が許されないことを指導するとともに、「いじめ」を見逃さない学校づくりを推進します。また自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを育む取組を推進します。

⇒こども達が放課後自由に遊べる場所、施設等が求められています。公園及び遊具等の施設を維持管理・整備し遊びの場の充実を図ります。

⇒これまでも、こども達が安全に登下校できるよう、道路のカラー舗装やキッズゾーン、スクールゾーンを設置しているところですが、引き続き通学路等の安全対策に取り組めます。

(基本目標Ⅱの「学校の教育環境を整備します」、「心身の健全育成を推進します」、基本目標Ⅳの「こども・若者の安全を確保します」、に反映しています。)

（設置）

第 1 条 本市における子ども・子育て支援について調査審議するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、防府市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に規定する事項を処理すること。
- 二 児童福祉法第 8 条第 2 項及び第 34 条の 15 第 4 項に規定する事項を調査審議すること。
- 三 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定に基づく市町村行動計画に関すること。
- 四 その他児童福祉に関すること。

（組織）

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 1 人
- 二 関係行政機関の職員 2 人以内
- 三 各種団体の代表者 15 人以内
- 四 公募の手続により決定した者 2 人以内

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第 6 条 子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、保健こども部において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 7 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号（児童福祉法第 34 条の 15 第 4 四項に規定する事項に関する部分に限る。）の規定は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

3 第 3 条の規定による委員の公募に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

防府市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等
学識経験を有する者	◎ 正 長 清 志	山口短期大学
関係行政機関の職員	山 本 珠 美	防府市小学校長会
各種団体の代表者	池 永 日出夫	防府市民生委員児童委員協議会
	岩 城 淳	社会福祉法人防府海北園
	熊 野 博 之	社会福祉法人防府市社会福祉協議会
	今 川 元 治	防府市保育協会
	村 田 敦	一般社団法人防府医師会
	肥 田 久美子	防府市母子保健推進協議会
	弘 中 貴 之	防府市幼稚園連盟
	中 谷 哲	防府市小学校PTA連合会
	○ 東 福 和 美	防府市青少年育成市民会議
	松 永 小夜子	防府市子ども会育成連絡協議会
	山 崎 和 代	防府市母親クラブ連絡協議会
	島 田 一 道	地域子育て支援センター
	藤 井 孝 造	防府市自治会連合会
	松 田 和 彦	防府商工会議所
	宮 本 千代子	連合山口・県央地域協議会 防府地区会議
公募の手続きにより決定した者	永 田 智 子	一般
	山 野 悦 子	一般

◎は会長、○は副会長

防府市こども施策推進協議会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 防府市におけるこども施策の総合的かつ計画的な推進について、幅広い意見を反映させるため、防府市こども施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

（1） こども施策の総合的な推進に関すること

（組織）

第3条 協議会は、次の各号の区分による委員30人以内をもって組織し、市長が依頼する。

（1） 学識経験者

（2） 各種団体等関係者

（3） 公募による者

2 前項の委員には、防府市子ども・子育て会議の委員も含むこととする。

（会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

防府市こども施策推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等
学識経験者	◎ 正 長 清 志	山口短期大学
各種団体等関係者	池 永 日出夫	防府市民生委員児童委員協議会
	岩 城 淳	社会福祉法人防府海北園
	熊 野 博 之	社会福祉法人防府市社会福祉協議会
	今 川 元 治	防府市保育協会
	村 田 敦	一般社団法人防府医師会
	肥 田 久美子	防府市母子保健推進協議会
	徳 富 順 子	一般社団法人防府歯科医師会
	越 智 志 穂	一般社団法人防府薬剤師会
	弘 中 貴 之	防府市幼稚園連盟
	山 本 珠 美	防府市小学校長会
	中 谷 哲	防府市小学校ＰＴＡ連合会
	山 本 賢一朗	防府市中学校長会
	藤 屋 龍太郎	防府市中学校ＰＴＡ連合会
	村 山 晋 一	防府地区高等学校生徒指導連絡協議会
	○ 東 福 和 美	防府市青少年育成市民会議
	松 永 小夜子	防府市子ども会育成連絡協議会
	山 崎 和 代	防府市母親クラブ連絡協議会
	島 田 一 道	地域子育て支援センター
	藤 井 孝 造	防府市自治会連合会
	松 田 和 彦	防府商工会議所
	宮 本 千代子	連合山口・県央地域協議会 防府地区会議
	岡 野 明 子	株式会社 丸久
	中 村 信 也	防府市障害福祉団体連合会
	松 永 朋 子	NPO法人コミュニティ友志会
	藤 村 敦 司	防府保護区保護司会
公募による者	永 田 智 子	一般
	山 野 悦 子	一般

◎は会長、○は副会長

防府市子ども・子育て行政推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 防府市の子ども・子育て支援について調査審議する防府市子ども・子育て会議、及びこども施策の総合的な推進に関し協議する防府市こども施策推進協議会を補佐する庁内組織として、防府市子ども・子育て行政推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、保健こども部次長の職にある者をもって充てる。

（職務）

第3条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

文化スポーツ観光交流部	スポーツ振興課長
	文化振興課長
生活環境部	くらし安全課長
福祉部	福祉総務課長
	生活支援課長
	高齢福祉課長
	障害福祉課長
保健子ども部	こども相談支援課長
	子育て推進課長
	健康増進課長
	保険年金課長
産業振興部	商工振興課長
土木都市建設部	道路課長
	河川港湾課長
	都市計画課長
教育部	教育総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長

編集・発行 防府市保健こども子育て推進課
〒747-8501 防府市寿町 7 番 1 号
TEL 0835-25-2343
FAX 0835-25-2259